○文部科学省令第七号

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の二第二項、第八十一条の五第一項から第四項まで、第八十一条の六第一項及び第二項並びに第八十一条の七第一項及び第二項、教育公務員特例法第三十一条第二項並びに同法第三十五条において準用する同法第三条第二項及び第五項並びに第七条並びに国家公務員法等の一部を改正する法律附則第六条第九項の規定により読み替えて適用する同法附則第四条第一項、第二項及び第三項（同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第五条第一項及び第二項並びに附則第六条第十項の規定に基づき、教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

文部科学大臣　永岡　桂子

教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令

教育公務員特例法施行規則（令和四年文部科学省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究施設研究教育職員の管理監督職勤務上限年齢） **第四条**　法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。以下「読替え後の国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、国立教育政策研究所の長（以下「所長」という。）が申出（当該申出に当たっては、所長及び所長が指定する職員で構成する会議の議を経るものとする。第十条を除き、以下同じ。）をしたところを参酌して定めるものとする。 （研究施設研究教育職員が占める管理監督職に係る異動期間の延長の期間等） **第五条**　読替え後の国家公務員法第八十一条の五第一項の規定により国家公務員法第八十一条の二第一項本文に規定する異動期間（次項において「異動期間」という。）を延長する場合における当該延長の期間は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。 ２　前項の規定は、読替え後の国家公務員法第八十一条の五第二項の規定により同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を更に延長する場合における当該延長の期間、同条第三項の規定により異動期間を延長する場合における当該延長の期間及び同条第四項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定により延長された異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）又は同条第三項若しくは第四項の規定により延長された異動期間（同条第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。）を更に延長する場合における当該延長の期間について準用する。 （研究施設研究教育職員の定年退職日） **第六条**　読替え後の国家公務員法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。 （研究施設研究教育職員の定年） **第七条**　読替え後の国家公務員法第八十一条の六第二項に規定する定年（以下「研究施設研究教育職員の定年」という。）は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。 （研究施設研究教育職員の勤務延長の期限等） **第八条**　読替え後の国家公務員法第八十一条の七第一項の期限は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。 ２　前項の規定は、読替え後の国家公務員法第八十一条の七第二項の期間について準用する。	（国立教育政策研究所の長等に関する特例） **第四条**　国立教育政策研究所の長（以下「所長」という。）及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下「研究施設研究教育職員」という。）に関する法第三十一条第一項の定年を定める手続並びに法第三十五条において準用する法第三条第二項及び第五項の選考の手続並びに法第七条の任期を定める手続については、次条から第八条までに定めるところによる。 （所長等の選考） **第五条**　所長の採用の選考は、文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第八十一条第二項に規定する評議員会（次条において単に「評議員会」という。）が推薦をした者について行うものとする。 ２　研究施設研究教育職員の採用及び昇任の選考は、所長が推薦をした者について行うものとする。 （所長の任期） **第六条**　所長の任期は、所長が申出（当該申出に当たっては、評議員会の議を経るものとする。）をしたところを参酌して定めるものとする。 （研究施設研究教育職員の定年） **第七条**　研究施設研究教育職員の定年は、所長が申出（当該申出に当たっては、所長及び所長が指定する職員で構成する会議の議を経るものとする。次条において同じ。）をしたところを参酌して定めるものとする。 （研究施設研究教育職員の再任用の任期） **第八条**　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は同法第八十一条の五第一項の規定により研究施設研究教育職員を採用する場合の任期は、所長が申出をしたところを参酌して定めるものとする。 ２　前項の規定は、法第三十一条第三項の規定により読み替えられた国家公務員法第八十一条の四第二項に規定する期間を定める場合に準用する。